

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計器設定に関する確認において、気体廃棄物処理系メッシュフィルタ差圧計等（2台）の計器仕様書記載の計器番号に誤記が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	復水ポンプ（A）組込時のメカニカルスリーブ及びシャフトの間隙部において、かじりの発生が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	残留熱除去海水（B）系熱交換器出口弁において、弁グランド押え部より海水のにじみ跡が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	計器設定に関する確認において、放射性廃棄物処理系の床ドレンサージタンク水位発信器の計器仕様書記載の測定範囲に誤記が認められたため、対応検討	C	
5	3号機	中央制御室換気空調機（A）のフィルターにおいて、詰まりが認められたため、当該フィルターを交換	対象外	
6	4号機	残留熱除去系ポンプ振動記録計において、印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
7	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）点検において、伝熱管の渦流探傷検査の結果、伝熱管（3本）に判定基準外が認められたため、当該伝熱管を交換	D	
8	5号機	浄化槽（サービス建屋東側）のマンホールの蓋（鉄板）において、ずれ防止処置の不備が認められたため、当該蓋をずれる恐れのない専用蓋に交換	C	
9	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置冷水ポンプ電動機点検において、電源用端子箱内の口出しパッキンに劣化及びひび割れが認められたため、当該パッキンを交換	D	
10	6号機	原子炉局部出力モニター定期校正時、移動式炉内計装系チャンネル（B・C）において、「炉内待機時間監視タイマーエラー」等の警報発生が認められたため、当該装置を点検修理	C	
11	集中環境施設	計器設定に関する確認において、焼却工作建屋換気空調系送風機（A・B）出口風量制御装置等（4台）の計器仕様書記載の風量の単位に誤記が認められたため、対応検討	C	
12	集中環境施設	計器設定に関する確認において、建屋漏えい水サンピット液位の計器仕様書記載の補正水頭値に誤記が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで